

〈令和2年3月31日〉

令和2年度

グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業のうち
地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業

Q & A 集

環境省

大臣官房環境計画課

地域循環共生圏推進室

目 次

1. 事業の目的

- 1-1 地域脱炭素化推進事業体の定義如何。小売電気事業者とどのように異なるのか。 1
- 1-2 交付の目的にある「地域の再生可能エネルギー等から得られる脱炭素な電力」について、どの範囲に再生可能エネルギーが所在する場合を指すのか。 ... 1
- 1-3 交付の目的にある「脱炭素な電力を供給する」に、電源構成（再生可能エネルギー比率等）、温室効果ガスの排出係数等の条件はあるのか。 1
- 1-4 地方公共団体の「戦略的な」参画又は関与とは、どのように参画又は関与することを指すのか。 2
- 1-5 地方公共団体の「参画」と「関与」は、それぞれどのように地域脱炭素化推進事業体に関わることを指すのか。 2
- 1-6 交付の目的は、「小売電気事業と相まって」は、どのような意味か。 2

2. 補助対象事業の要件

- 2-1 補助事業を実施後、1年以内に事業を立ち上げ又は拡充しなかった場合、何かペナルティはあるのか。 2
- 2-2 地方公共団体実行計画等には、地域脱炭素化推進事業をどのような書き方で位置づける必要があるのか。 3
- 2-3 事務事業編と区域施策編のうち、どちらの地方公共団体実行計画に位置づけるのか。 3
- 2-4 地方公共団体実行計画以外の計画として、例えばどのような計画を想定しているか。 3
- 2-5 地方公共団体実行計画等への位置づけが済んでいない場合、いつまでに補助事業を位置づけるのか。何かペナルティはあるのか。 3
- 2-6 小売電気事業に係る実行可能性調査（FS：フィージビリティ・スタディ）は、どのような調査項目を満たした内容であることを想定しているか。 4
- 2-7 小売電気事業に係る実行可能性調査（FS：フィージビリティ・スタディ）をすでに実施済みだが、その結果を補完するための追加調査を、補助事業の一部で実施できるのか。 4
- 2-8 対象事業の要件を満たせば、必ず採択されるか。 4

3. 補助対象者の要件

- 3-1 補助事業者になることができない団体とは、どのような場合か。 4
- 3-2 商店街は補助事業者になりうるのか。 5
- 3-3 すでに地域脱炭素化推進事業体を設立済みの場合、どの補助対象事業として申請するのか。 5
- 3-4 全ての共同申請者が、必ず交付申請をしなければならないのか。 5
- 3-5 共同実施の場合、交付要綱等に定められた補助事業者の義務を誰が負うのか。 5
- 3-6 再生可能エネルギー電源を所有しない小売電気事業を営む場合は、補助対象か。 6

4. 補助対象経費

- 4-1 補助金は、どのような経費に活用できるのか。 6
- 4-2 補助金は、どのような経費には活用できないのか。 7
- 4-3 小売電気事業に係る電力の需給管理システムは、補助対象に含まれるか。 8
- 4-4 小売電気事業に係る電力の需給管理システムを未導入の場合、本事業で必ず導入しなければならないのか。 8
- 4-5 電力の需給管理システムは、リースで導入できるか。 8
- 4-6 電力の需給管理を地域脱炭素化推進事業体が自前で行うか、外部に委託して行うかによらず、本事業の支援対象になりうるか。 8
- 4-7 請求書発行等の顧客管理システムは、補助対象か。 8
- 4-8 地域の面的な脱炭素化を推進するために活用する収益として、脱炭素化と直接関係がない事業についても見込み、その事業の仕組みを構築する場合、本事業の支援対象となるのか。 9
- 4-9 先進地の視察・現地調査のための職員旅費は、補助対象に含まれるか。 9
- 4-10 補助事業者の職員の人件費及び社会保険料は、補助対象か。 9
- 4-11 共同事業者の人件費は、補助対象か。 9
- 4-12 再生可能エネルギー電源を拡充するため、再生可能エネルギー設備を導入する場合、補助対象か。 10
- 4-13 本補助金は、他の補助金と併用できるか。 10

5. 補助率・補助額

- 5-1 地方公共団体の出資は、地域脱炭素化推進事業体の設立に係る地元企業及び一般市民の出資額に含めることはできるか。 10
- 5-2 地域脱炭素化推進事業体の資本金額の比率が決まっていない場合、補助率はどうなるのか。 11
- 5-3 補助事業1件当たりの補助額は、上限・下限が定められているのか。 .. 11
- 5-4 補助事業1件当たりの補助額の目安（最大2,000万円程度）を上回る事業は、一切提案できないのか。 11
- 5-5 補助事業1件当たりの補助額の目安（最大2,000万円程度）を上回る事業が採択された際、交付決定時に減額される場合もあるのか。 11
- 5-6 地元企業の定義如何。 12
- 5-7 地域金融機関の定義如何。 12
- 5-8 一般市民の出資について、本事業に参画又は関与する地方公共団体の区域外の一般市民の出資も含めてよいか。 12
- 5-9 地方公共団体の裏負担分に、地方債を充当できるか。どの地方債を充当できるか。 13

6. 補助期間

- 6-1 複数年事業として応募できるか。 13
- 6-2 同一の補助事業者が複数回応募できるか。 13
- 6-3 地域脱炭素化推進事業体が異なれば、同一の地方公共団体の案件として申請できるのか。 13
- 6-4 同一の地域脱炭素化推進事業体について、それに参画又は関与する複数の団体が、それぞれ申請することにより、複数回申請しうるのか。 13
- 6-5 公募の時期、回数はどうのように見込んでいるか。 14

7. 事業の効果

- 7-1 CO2削減効果はどのような考え方で算出するのか。 14
- 7-2 事業実施計画書どおりのCO2削減効果が得られなかった場合、何らかのペナルティはあるのか。補助金の返還を求められるのか。 14
- 7-3 地域循環共生圏と本補助事業の関連性については、どのような記載が求められるのか。..... 14

8. 事業の実施体制等

- 8-1 「国のモデル都市等」には、具体的にどの事業が該当するのか。
..... 15
- 8-2 地域金融機関の参画・関与には、どのような内容を想定しているか。... 15
- 8-3 「自治体 SDGs の取組方針・状況等」は、具体的にどのような取組を想定しているか。..... 15
- 8-4 地方公共団体ではなく、地域脱炭素化推進事業体の SDGs の取組方針・状況等の資料を添付できるか。..... 16
- 8-5 専門家、地域金融機関等を調整中（先方と最終的な合意に至っていない。）の場合、どのように記載すればよいか。..... 16

9. 応募～交付申請の手続き

- 9-1 公募から採択、補助金交付までの流れ及びスケジュールはどのように見込んでいるか。..... 16
- 9-2 事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められるか。..... 17
- 9-3 応募申請書の経費内訳について、積算内訳の欄に、公募要領「2. 事業の内容（1）概要」に掲げられている補助費用別の内訳についても記入するのか。..... 17
- 9-4 応募が採択された場合、応募から交付申請までの間に事業の内容等を見直し、交付申請で提出する事業実施計画書は応募時のものから変更できるか。 17
- 9-5 提出書類に押印する者の役職等に指定はあるか。..... 18
- 9-6 応募書類にある「会社を設立している場合等は、出資金額や出資比率が分かる資料」とあるが、どういったものを想定しているのか。..... 18
- 9-7 事業実施計画書を作成する際に参考とする記載例などはあるか。..... 18

10. 補助事業の執行

- 10-1 補助金の手続き用のマニュアルはあるか。..... 18
- 10-2 交付決定後、補助事業の遂行に当たって、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。..... 19
- 10-3 事業計画の「軽微な変更」とは、具体的にどのような場合を指すのか。 19
- 10-4 地域脱炭素化推進事業体は、FIT（固定価格買取制度）を活用できるのか。
..... 19
- 10-5 補助事業の成果の横展開に当たって環境省に協力する際、どのような協力内

	容を想定しているか。	20
10-6	採択された各補助事業者による事業実施に際して、環境省は何らか参画・関与するのか。	20
10-7	補助事業で取得した財産を処分する場合、どのような手続きをするのか。	20
10-8	補助事業者が、補助対象年度の途中で、補助事業で取得した財産を事業体に譲渡する場合、どのような手続きをするのか。	21
10-9	補助事業者が、取得財産等を、補助事業の実施により設置又は強化・拡充した地域脱炭素化推進事業体に譲渡する場合、譲渡した後は、財産の管理等は誰がどのように行うのか。	21
10-10	補助対象経費で導入できる「小売電気事業に係る電力の需給管理システム」の耐用年数は何年か。	21
10-11	補助事業における利益等排除とは何か。	22
10-12	補助事業の利益等排除について、「補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。」に関して、「他の合理的な説明」とはどのような場合か。	22
10-13	相見積の入手先にグループ会社を含んでも良いか。	22
10-14	補助対象事業を通じて収益が発生した場合、収益相当額を納付する必要がありますか。	23

1. 事業の目的

1-1 地域脱炭素化推進事業体の定義如何。小売電気事業者とどのように異なるのか。

本事業において、地域脱炭素化推進事業体とは、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に基づく小売電気事業を営むのみならず、地方公共団体の戦略的な参画又は関与の下、小売電気事業として地域の再生可能エネルギー等から得られる脱炭素な電力を供給し、小売電気事業により得られる収益等を活用して地域の面的な脱炭素化を推進する事業者のことをいう。

1-2 交付の目的にある「地域の再生可能エネルギー等から得られる脱炭素な電力」について、どの範囲に再生可能エネルギーが所在する場合を指すのか。

本事業に参画又は関与する地方公共団体が属する都道府県の区域内に所在する再生可能エネルギーを電源とする場合を指す。

なお、発電事業者と小売電気事業者との間に個別の契約を締結するなどの方法により、地域の再生可能エネルギー由来の電力を調達していることが特定できるようにすること。

1-3 交付の目的にある「脱炭素な電力を供給する」に、電源構成（再生可能エネルギー比率等）、温室効果ガスの排出係数等の条件はあるのか。

地域脱炭素化推進事業体は、本事業に参画又は関与する地方公共団体が属する都道府県の区域内にある再生可能エネルギーを電源に活用するとともに、小売電気事業により得られた収益等を活用して区域内の再生可能エネルギーの導入を拡大し、その再生可能エネルギーを電源に加えることで、温室効果ガスの排出係数の低減に努める必要がある。

電力供給又は補助事業で構築した強化・拡充事業を開始する時点での電源構成、温室効果ガスの排出係数に要件は設定していないが、事業報告書の記載内容等から、地域脱炭素化推進事業の進捗状況を環境省としても把握し、必要に応じて、取組内容の改善を求めることとなる。

1-4 地方公共団体の「戦略的な」参画又は関与とは、どのように参画又は関与することを指すのか。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編若しくは区域施策編）又は同計画に類する地方公共団体が策定する計画に、参画又は関与の具体的内容を位置付けることを指す。

1-5 地方公共団体の「参画」と「関与」は、それぞれどのように地域脱炭素化推進事業体に関わることを指すのか。

「参画」は、地方公共団体が地域脱炭素化推進事業体に出資し、出資額等に応じて、事業体の経営の一部に地方公共団体が参画することを指す。

「関与」は、例えば、公共施設を需要家として確保する、地方公共団体が所有する電源を活用するなど、事業内容の一部に関与することを指しており、本事業では、地方公共団体が策定する計画に位置付けるのみならず、地域の実情等に応じた多種多様な関与の内容が想定されうる。

1-6 交付の目的は、「小売電気事業と相まって」は、どのような意味か。

小売電気事業を通して得られる電力の需給管理等のスキル・ノウハウや需要家の電気使用量等の情報を活用し、小売電気事業と地域の脱炭素化を一体的かつ有機的に連携することで、より効果的に地域の面的な脱炭素化を進めることを指す。

2. 補助対象事業の要件

2-1 補助事業を実施後、1年以内に事業を立ち上げ又は拡充しなかった場合、何かペナルティはあるのか。

事業報告書の記載内容等から、事業の立ち上げ又は拡充しなかった理由を精査した上、補助金の返還も含め、必要な措置を講じることとなる。

2-2 地方公共団体実行計画等には、地域脱炭素化推進事業をどのような書き方で位置づける必要があるのか。

この補助金の応募時点では、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進のような一般的な記載でも認めるが、地域の脱炭素化に向けた事業推進主体を形成する旨を記載することが望ましい。

2-3 事務事業編と区域施策編のうち、どちらの地方公共団体実行計画に位置づけるのか。

事業の提案内容の背景・目的と整合していれば、事務事業編と区域施策編のどちらに位置づけても差し支えない。

2-4 地方公共団体実行計画以外の計画として、例えばどのような計画を想定しているか。

総合計画、環境基本計画、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条又は第10条に基づく地方版総合戦略等を想定している。また、これらに類する計画であっても差し支えない。

2-5 地方公共団体実行計画等への位置づけが済んでいない場合、いつまでに補助事業を位置づけるのか。何かペナルティはあるのか。

補助事業の完了の日の属する年度の終了後2年以内を目処に、地方公共団体実行計画等の策定又は見直しを完了させること。なお、地方公共団体実行計画の策定又は見直しに当たっては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」又は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」(http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html)を参考にすること。

地方公共団体実行計画等への位置づけが済んでいない場合には、事業報告書の記載内容等から、地方公共団体実行計画等への位置づけが済んでいない理由を精査した上、補助金の返還も含め、必要な措置を講じることとなる。

2-6 小売電気事業に係る実行可能性調査（FS：フィージビリティ・スタディ）は、どのような調査項目を満たした内容であることを想定しているか。

調査項目は、事業目的・規模、地域内外の関係者、関係者間の合意形成状況、予備的調査と需要予測、予備的な設計・試作、事業の収支予測と資金調達等、小売電気事業の実施の決定に至った判断根拠を基本的な項目として想定している。

なお、「地域脱炭素化推進事業の強化・拡充事業」（2号事業）の場合、事業実施計画書の「＜背景・目的＞の【5.小売電気事業に係る実行可能性調査（FS）の結果】」には、小売電気事業に係る実行可能性調査の結果のみならず、本補助事業を活用して強化・拡充する部分に係る実行可能性調査の結果（強化・拡充事業の実施の決定に至った判断根拠）についても併せて記載すること。

2-7 小売電気事業に係る実行可能性調査（FS：フィージビリティ・スタディ）をすでに実施済みだが、その結果を補完するための追加調査を、補助事業の一部で実施できるのか。

採択に当たっては、本事業が、小売電気事業に係る実行可能性調査（FS：フィージビリティ・スタディ）に要する経費を補助対象外とし、かつ、補助事業の完了の日の属する年度の終了後1年以内に電力供給又は補助事業で構築した強化・拡充事業を開始することを補助対象事業の要件としていることを踏まえ、総合的に評価されることとなる。

2-8 対象事業の要件を満たせば、必ず採択されるか。

要件が満たされた場合でも、必ず採択されるとは限らない。

外部有識者等から構成される審査委員会での審査を行った上で、予算の範囲内で採択する。

3. 補助対象者の要件

3-1 補助事業者になることができない団体とは、どのような場合か。

次の各号に該当する団体は、いずれも、補助事業者になることができない。

- 一 地方公共団体の参画又は関与がない小売電気事業者及びそれに参画又は関与する団体
- 二 補助事業完了後は、地域脱炭素化推進事業に参画又は関与しない団体

3-2 商店街は補助事業者になりうるのか。

商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会で同法第 3 条第 1 項に基づき法人として登記された組合であれば、補助事業者になりうる。

3-3 すでに地域脱炭素化推進事業体を設立済みの場合、どの補助対象事業として申請するのか。

電力供給を開始する前は「地域脱炭素化推進事業体の設置事業」（1号事業）、電力供給を開始した後は「地域脱炭素化推進事業の強化・拡充事業」（2号事業）として申請する。

3-4 全ての共同事業者が、必ず応募（交付）申請をしなければならないのか。

応募（交付）申請しなければならない者は、代表事業者及び当該事業により財産を取得する共同事業者である。当該事業により財産を取得しない共同事業者は、申請を行う必要はない。

なお、地方公共団体以外の者が代表事業者となる申請も妨げないが、5-6の地元企業の定義に該当しない民間企業等が代表事業者となる申請については、本事業の目的に即した事業内容であるかを総合的に評価されることとなる。

3-5 共同実施の場合、交付要綱等に定められた補助事業者の責務を誰が負うのか。

一義的には、補助対象設備等を所有する代表事業者に責務が生じる。代表事業者は、交付申請時の事業実施計画書・完了実績報告時の事業実施報告書に記載した実施体制に基づき、共同事業者と適切に責任分担を行い、事業の円滑な実施の進捗管理を行うこと。責任分担については、代表事業者と共同事業者で協議のうえ決定すること。

3-6 再生可能エネルギー電源を所有しない小売電気事業を営む場合は、補助対象か。

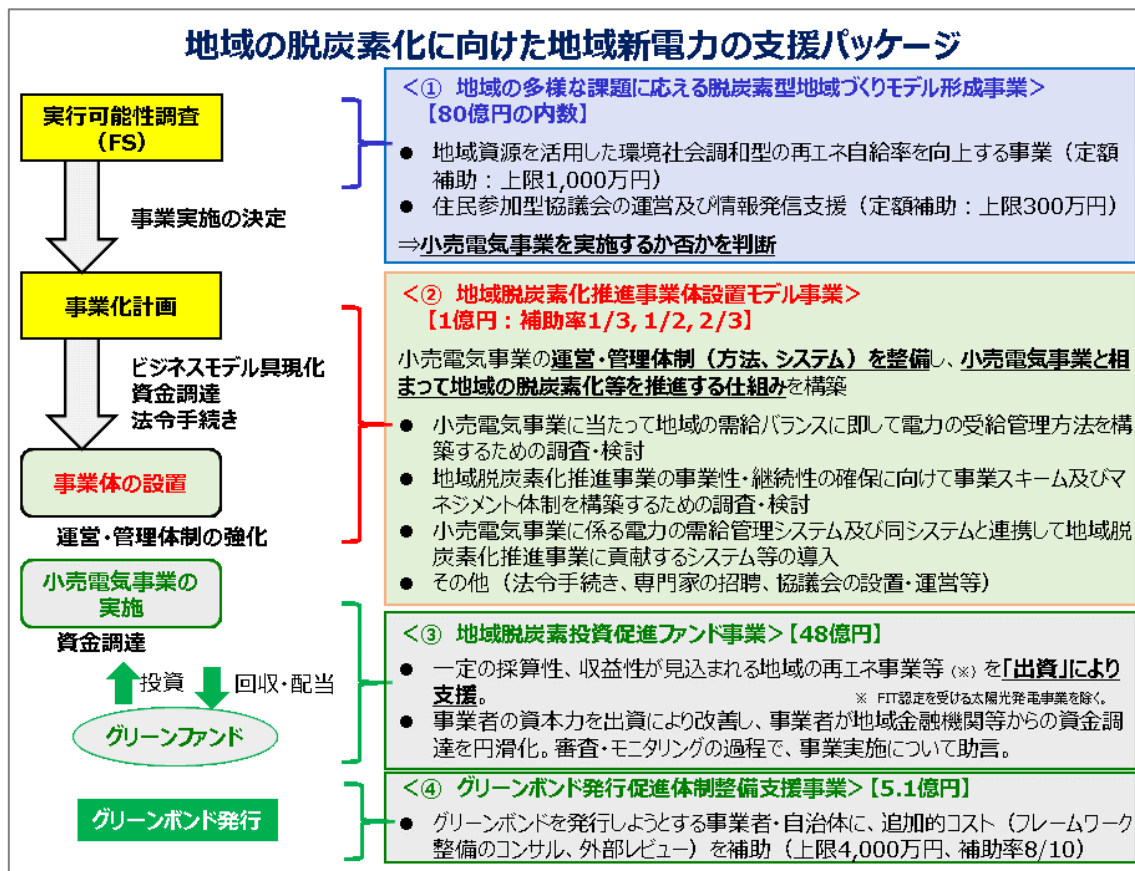
補助事業の活用後、電力供給又は補助事業で構築した強化・拡充事業を開始する時点で、再生可能エネルギー電源を所有することが見込まれない提案も妨げないが、採択に当たっては、本事業が、地域の再生可能エネルギー等から得られる脱炭素な電力を供給する小売電気事業を交付の目的の一部に掲げていることを踏まえ、総合的に評価されることとなる。

4. 補助対象経費

4-1 補助金は、どのような経費に活用できるのか。

本事業の支援フェーズ（下図）の考え方を踏まえ、以下に掲げる費用の一部を補助する。

- 一 小売電気事業に当たって地域の需給バランスに即して電力の需給管理方法を構築するための調査・検討に要する経費
- 二 地域脱炭素化推進事業の事業性・継続性の確保に向けて事業スキーム及びマネジメント体制を構築・強化するための調査・検討に要する経費
- 三 小売電気事業に係る電力の需給管理システム導入に要する経費
- 四 地域脱炭素化推進事業に係る法令手続き及び当該手続きに係る関係機関等との調整に要する事務経費
- 五 補助対象事業とその他業務を区分できる人件費（地方公共団体は除く。）
- 六 補助対象事業に係る技術的助言を行う専門家の招聘に要する経費
- 七 補助対象事業に係る調査・検討を行う協議会の設置・運営に要する経費



4-2 補助金は、どのような経費には活用できないのか。

小売電気事業に係る実行可能性調査（FS：フィージビリティ・スタディ）を未実施の事業及びエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資することが見込まれない事業体を設置する事業は、対象事業としない。

また、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- 一 小売電気事業に係る実行可能性調査（FS：フィージビリティ・スタディ）に要する経費
- 二 上記の各号に掲げる補助対象経費以外の設備の導入に要する経費
- 三 研究開発段階又は技術実証段階の設備の導入に要する経費
- 四 地域脱炭素化推進事業とそれ以外の事業を区分できない経費
- 五 地域脱炭素化推進事業体の資本金（出資又は増資に要する経費）

六 その他、地域脱炭素化推進事業と直接関係のない経費

4-3 小売電気事業に係る電力の需給管理システムは、補助対象に含まれるか。

補助対象に含まれる。

また、需給管理システムを新たに導入する場合のみならず、導入済みの需給管理システムを改修する場合も含まれる。

4-4 小売電気事業に係る電力の需給管理システムを未導入の場合、本事業で必ず導入しなければならないのか。

小売電気事業に当たって地域の需給バランスに即して電力の需給管理方法を構築するための調査・検討において、補助事業の完了後、電力供給又は補助事業で構築した強化・拡充事業を速やかに開始するためには、小売電気事業に係る電力の需給管理システムを実際に導入し、例えば30分単位の需給管理の方法等を見出す等、具体的かつ実効的な結果を得る必要があると考えられる。

4-5 電力の需給管理システムは、リースで導入できるか。

電力の需給管理システムは、リースで導入しても差し支えない。

ただし、補助事業の完了の日の属する年度の終了後も含めた複数年のリース契約をする場合、補助対象年度分の費用のみ補助対象経費として計上すること。また、補助対象年度分の費用を区別できない場合は、補助対象外とする。

4-6 電力の需給管理を地域脱炭素化推進事業体が自前で行うか、外部に委託して行うかによらず、本事業の支援対象になりうるか。

いずれの場合でも、事業目的・内容の適格性、事業の自立性等を総合的に評価した上で、支援対象となりうる。

4-7 請求書発行等の顧客管理システムは、補助対象か。

この補助金の交付の目的に即して、地域脱炭素化推進事業体が使用するもの

であれば、交付対象に含まれる。

4－8 地域の面的な脱炭素化を推進するために活用する収益として、脱炭素化と直接関係がない事業についても見込み、その事業の仕組みを構築する場合、本事業の支援対象となるのか。

第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）等を踏まえ、持続可能な開発目標（SDGs）も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する視点から、本事業を通して、二酸化炭素の削減と地域課題の解決を同時に図る仕組みを構築しても差し支えない。

ただし、本事業が、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付する事業であることに鑑み、地域脱炭素化推進事業の実施に伴って二酸化炭素の排出を抑制に資する仕組みが含まれることを前提とする。

4－9 先進地の視察・現地調査等のための補助事業者の職員旅費は、補助対象に含まれるか。

事業内容を踏まえて必要不可欠であれば補助対象に含まれる（ただし地方公共団体の職員旅費は除く。）が、採択に当たっては、総合的に評価されることとなる。

4－10 補助事業者の職員の人件費及び社会保険料は、補助対象か。

補助事業者（地方公共団体を除く。）の常勤職員の人件費及び社会保険料は、補助対象に含まれる。

ただし、本補助事業を実施するために直接必要な業務を行う臨時職員に関する賃金については、賃金等として計上すること。

いずれの場合においても、本補助事業に直接従事した時間分のみが補助対象となることから、業務日報等により、本補助事業に直接従事した時間を管理しなければならない。

4－11 共同事業者の人件費は、補助対象か。

共同事業者の人件費は、補助対象外であり、人件費は代表事業者に係るもの
みに支払われることとなる。

ただし、共同事業者の人件費について、代表事業者と共同事業者との間で出向
契約等を結び、事業に係る共同事業者の人件費を代表事業者が支払う形態をと
る場合は、補助対象に含まれる。

4-12 再生可能エネルギー電源を拡充するため、再生可能エネルギー設備 を導入する場合、補助対象か。

再生可能エネルギー設備の導入は、補助対象に含まれない。

4-13 本補助金は、他の補助金と併用できるか。

本補助金と、国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に掲げる補助金等及び第
4項に掲げる間接補助金等）を同一の対象に併用することはできない。

一方、適化法の適用を受けない地方公共団体からの補助金等との併用は、可能
な場合がある。その場合、当補助金における所要経費の算定において、寄付金そ
の他の収入として計上する必要がある。従って、地方公共団体からの補助金に係
る分は、補助対象経費から除算となる。なお、環境省及び併用する補助金等を所
管する地方公共団体と、必ず事前に相談すること。

また、本補助金の対象外経費については、国からのその他の補助金等を活用す
ることは妨げない。

5. 補助率・補助額

5-1 地方公共団体の出資は、地域脱炭素化推進事業体の設立に係る地元企 業・団体及び一般市民の出資額に含めることができるか。

地元企業・団体及び一般市民の出資額は、地方公共団体の出資額を除いた金額
とする。

5-2 地域脱炭素化推進事業体の資本金額の比率が決まっていない場合、補助率はどのように定まるのか。

交付申請書に添付する書類から、資本金額の比率の根拠を確認できない場合、「地方公共団体が出資を予定していることを示す予算要求に係る資料」を提出し、地方公共団体が出資を予定していることを客観的に判断することができれば、補助率は1/2となる（判断できない場合は1/3）。

なお、地方公共団体が出資を予定していることを客観的に判断することができた場合であっても、地方公共団体が出資したことが分かる書類を当該年度の1月末までに提出されなかった場合は、補助率は1/3となる。

※補助率の詳細な説明については、公募要領の5ページの「2. (7) 補助率」を確認すること。

5-3 補助事業1件当たりの補助額は、上限・下限が定められているのか。

補助額の上限は、最大2,000万円程度を目安とする。また、下限は定められていない。

ただし、環境省が採択内示を行う際、事業内容や積算内容等を勘案し、補助額の上限・下限を定める場合や交付決定額を調整する場合がある。

5-4 補助事業1件当たりの補助額が目安（最大2,000万円程度）を上回る事業は、一切提案できないのか。

事業内容の必要性からどうしてもやむを得ない場合には提案を妨げないが、採択に当たっては、総合的に評価されることとなる。

5-5 補助事業1件当たりの補助額が目安（最大2,000万円程度）を上回る事業が採択された際、交付決定時に減額される場合もあるのか。

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行う。審査委員会による審査結果によっては又は以下の事項に当てはまらない場合、交付決定時に減額される場合もある。

- 一 申請に係る補助事業の全体計画(工程表、資金調達計画等)が整っており、準備が確実に行われていること。
- 二 申請に係る補助対象経費が、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定されているものであること。
- 三 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

5-6 地元企業の定義如何。

次の各号に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

- 一 本事業に参画又は関与する地方公共団体の区域内に本社を有する企業
- 二 本事業に参画又は関与する市町村が属する都道府県の区域内に本社を有し、かつ同市町村の区域内に事業所を有する企業
- 三 本事業に参画又は関与する地方公共団体の区域内に事業所を有し、かつ当該事業所として地域脱炭素化推進事業体に参画又は関与する企業

5-7 地域金融機関の定義如何。

地域金融機関は地元企業の定義に含まれ、かつ、地方銀行、第二地方銀行、信用組合、信用金庫等をいう。

5-8 一般市民の出資について、本事業に参画又は関与する地方公共団体の区域外の一般市民の出資も含めてよいか。

一般市民の出資の範囲は、本事業に参画又は関与する地方公共団体が属する都道府県に在住又は通勤する一般市民とする。

本事業に参画又は関与する地方公共団体が属する都道府県に在住又は通勤するかを特定できない一般市民による出資は、一般市民の出資額に含まない。

5-9 地方公共団体の裏負担分に、地方債を充当できるか。どの地方債を充当できるか。

各地方公共団体の財政部局に直接、照会・協議されたい。

6. 補助期間

6-1 複数年事業として応募できるか。

補助事業の完了の日の属する年度の終了後1年以内に電力供給又は補助事業で構築した強化・拡充事業を開始することが補助対象事業の要件としていることを踏まえ、複数年事業としての応募は、想定していない。

6-2 同一の補助事業者が複数回応募できるか。

補助事業の完了の日の属する年度の終了後1年以内に電力供給又は補助事業で構築した強化・拡充事業を開始することを補助対象事業の要件としていることを踏まえ、同一の補助事業者が同一事業を延長して複数回応募することは、原則として想定していない。

ただし、過年度に採択された補助事業内容と切り離され、本補助事業の目的に合致する事業内容であれば、複数回応募することは妨げない。

6-3 地域脱炭素化推進事業体が異なれば、同一の地方公共団体の案件として申請できるのか。

例えば、都道府県が管内の複数（別々）の市町村と連携して、複数の事業体に参画又は関与する場合は考えられるため、提案は妨げない。

いずれにせよ、採択に当たっては、個別具体的に判断されることとなる。

6-4 同一の地域脱炭素化推進事業体について、それに参画又は関与する複数の団体が、それぞれ申請することにより、複数回申請しうるのか。

地域脱炭素化推進事業体に参画又は関与する複数の団体が、それぞれ申請す

ることによって複数回申請することは、想定していない。

6-5 公募の時期、回数はどのように見込んでいるか。

公募期間は、令和2年3月9日（月）から4月19日（金）である。なお、応募状況によっては、本事業の予算額の範囲内で追加公募を実施する場合がある（同年5月～7月頃を想定）。

7. 事業の効果

7-1 CO2削減効果はどのような考え方で算出するのか。

この補助金の交付の目的に即して、地域の再生可能エネルギー等から得られる脱炭素な電力を供給する小売電気事業によるCO2削減効果（再生可能エネルギー電源による効果等）のみならず、地域脱炭素化推進事業による地域の面的な脱炭素化の効果についても算出すること。

再生可能エネルギー電源による効果については、例えば、電力供給又は補助事業で構築した強化・拡充事業を開始する時点と比較して、地域の再生可能エネルギーを電源に加えることにより、地域脱炭素化推進事業体の電気事業者ごとの温室効果ガスの排出係数が低減した効果を算出することが考えられる。

7-2 事業実施計画書どおりのCO2削減効果が得られなかった場合、何らかのペナルティはあるのか。補助金の返還を求められるのか。

事業報告書の記載内容等から、地域脱炭素化推進事業の実施状況、二酸化炭素の削減量等を把握し、CO2削減効果が得られなかった理由を精査した上、補助金の返還も含め、必要な措置を講じることとなる。

7-3 地域循環共生圏*と本補助事業の関連性については、どのような記載が求められるのか。

地域循環共生圏の考え方を踏まえ、地域が目指す将来像、地域課題等に即した副次的効果を具体的に記載すること。地域脱炭素化推進事業体の設置又は強化・

拡充を通してどのように副次的効果を発現するかを併せて具体的に記載すること。

記載欄は、事業実施計画書の〈背景・目的〉の【3. 地域課題の同時解決】とする。

※地域循環共生圏

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方。詳細は第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）参照。

8. 事業の実施体制等

8-1 「国のモデル都市等」には、具体的にどの事業が該当するのか。

「国のモデル都市等」には、例えば以下のものが該当する。以下に限るものではないが、いずれにせよ、国における環境関連のモデル事業等を活用することと、本事業との関連づけを具体的に記載すること。

環境モデル都市、環境未来都市、SDGs 未来都市、地域活性化モデルケース、コンパクトシティ、COOL CHOICE への賛同、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明等

8-2 地域金融機関の参画・関与には、どのような内容を想定しているか。

例えば、地域脱炭素化推進事業体への出資・融資、地域脱炭素化推進事業の事業性評価、事業収益の改善・向上に向けた支援・助言等を想定している。

8-3 「自治体 SDGs の取組方針・状況等」に関する資料を提出する場合、具体的にどのような資料を想定しているか。

具体的には、

- 一 総合計画、環境基本計画等、自治体が策定する計画に SDGs の考え方を導入した場合には、当該計画

- 二 SDGs に関するセミナー、ワークショップ、研修等を開催した場合には、それらを開催したことが分かる資料（開催案内・結果概要等）
 - 三 SDGs のゴール（アイコン）、ターゲットを活用した普及啓発を実施した場合には、当該普及啓発用の PR 資料
 - 四 今後実施しようとしている取組の場合には、当該取組を実施することを意思決定していることが分かる資料（会議録等）
- 等を想定している。

なお、脱炭素地域づくりを主目的としない取組内容であっても、脱炭素地域づくりにも資することが見込まれれば、提出対象として差し支えない。

また、SDGs 未来都市に選定された自治体が、SDGs 未来都市として実施する（又は実施しようとしている）取組を提出対象としても差し支えない。

8-4 地方公共団体ではなく、地域脱炭素化推進事業体の SDGs の取組方針・状況等の資料を添付できるか。

地方公共団体が戦略的に参画又は関与した SDGs の取組の一部として、地域脱炭素化推進事業体の取組を位置づけていれば、その取組方針・状況等の資料を添付することができる。

8-5 専門家、地域金融機関等を調整中（先方と最終的な合意に至っていない。）の場合、どのように記載すればよいか。

専門家、地域金融機関等の名称、役割等を具体的に記載した上で、調整中であればその旨についても記載すること。

9. 応募～交付申請の手続き

9-1 公募から採択、補助金交付までの流れ及びスケジュールはどのように見込んでいるか。

本補助事業は、補助事業者の募集・採択、補助金の交付等の事務を、環境省が自ら執行する（＝直接補助）。令和2年度事業では、以下のスケジュールを見込んでいる。

公募：3月9日（月）～4月17日（金）
審査・採択：5月中旬～5月下旬（予定）
交付申請・交付決定：6月中旬以降（予定）

補助事業の完了とは、補助対象設備等の補助事業者による検収が完了し、施工業者等から引渡し済み、原則、正当な支払が完了したことを指す。なお、補助事業の完了は、当該年度の3月31日を越えることはできないので、補助事業完了予定日については、機器等の納期、設備設置工期等を十分に勘案の上、余裕をもって申請すること。

また、補助事業者は、その事業完了後30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに（必着）、実績報告書を環境省に提出すること。

9-2 事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められるか。

業者の選定までは認められる。ただし、その場合でも、契約締結は交付決定日以降に行わなければならない。また、応募申請書には、業者を選定した過程が分かる書類一式（公告・審査基準・採点結果等）を添付すること。

9-3 応募申請書の経費内訳について、積算内訳の欄に公募要領「2. 事業の内容（1）概要」に掲げられている補助費用別の内訳についても記入するのか。

補助費用別の内訳についても記入いただきたい。

その際、必要に応じて、本補助事業HPに掲載している「【参考様式】補助対象経費別積算内訳」を利用されたい。

9-4 応募が採択された場合、応募から交付申請までの間に事業の内容等を見直し、交付申請で提出する事業実施計画書は応募時のものから変更できるか。

交付申請で提出する事業実施計画書は、環境省から特別な指示のない限り、応

募時に提出したものと同一のものにすること。どうしても変更が必要な場合は、環境省に事前に相談すること。変更の内容によっては、計画変更の手続きを求める場合がある。

9-5 提出書類に押印する者の役職等に指定はあるか。

地方公共団体の場合、地方公共団体実行計画（事務事業編若しくは区域施策編）又は同計画に類する地方公共団体が策定する計画に基づく事業である旨を表明するため、それに見合ったしかるべき権限のある責任者の公印とする。

また、地方公共団体以外の団体の場合、当該団体の代表者とする。なお、個人印での押印は認めない。

9-6 応募書類にある「会社を設立している場合等は、出資金額や出資比率が分かる資料」とあるが、具体的にどのような資料を想定しているのか。

登記簿、定款、株主名簿等を想定している。

9-7 事業実施計画書を作成する際に参考とする記載例などはあるか。

事業実施計画書の各項目に赤字で示された補足事項を参考に作成すること。

また、地方公共団体以外の団体が応募する場合は推薦書の提出が必要となるが、事業実施計画書と推薦書において記載する内容が重複する項目は、記載内容を揃えること。

なお、記載について不明点がある場合は、必要に応じて環境省に直接問い合わせされたい。

10. 補助事業の執行

10-1 補助金の手続き用のマニュアルはあるか。

本補助事業の公募要領、交付要綱及び実施要領の他、

「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」

(http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf)

を参照されたい。

10-2 交付決定後、補助事業の遂行に当たって、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。

一般競争入札（最低価格落札方式又は総合評価落札方式）を原則とする。

補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争入札、公募型プロポーザル又は公募型コンペ等を行うことを妨げない。ただし、あらかじめ環境省に随意契約に係る理由書を提出し、事前に確認を受けること。

10-3 事業計画の「軽微な変更」とは、具体的にどのような場合を指すのか。

「軽微な変更」とは、補助対象経費について費目の各配分額のいずれか低い額の20%以内の変更であり、以下の3点に全て該当する場合を指す。

- 一 補助目的達成のために相関的な事業要素間の弾力的な遂行が必要な場合
- 二 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- 三 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

10-4 地域脱炭素化推進事業者は、FIT（固定価格買取制度）を活用できるのか。

FIT 制度を利用した再生可能エネルギー電力を調達し、需要家に FIT 電気として販売することは差し支えない。

自社電源に再生可能エネルギー電源を有し、その電源由来の電力を一般電気事業者等に売電することは、地域における面的な脱炭素化等の本事業の目的等を踏まえ、活用しないことを基本とする。ただし、蓄電を含めても余剰電気が発

生した場合や地産地消を行うに当たって必要な場合、個別契約において電力価格等を決定し、売電することは可能である。

10-5 補助事業の成果の横展開に当たって環境省に協力する際、どのような協力内容を想定しているか。

例えば、環境省や地方公共団体等が主催する地方公共団体職員向け研修会での事例発表を想定している。

事業実施計画書【6. 補助事業の成果の横展開の方法】において補助事業者が主体的に提案し、実践する方法と相まって、補助事業の成果を地域内外に横展開すること。

10-6 採択された各補助事業者による事業実施に際して、環境省は何らか参画・関与するのか。

補助事業を適正に進めているか、環境省としても、各補助事業の事業監理を行う。環境省又はその委託先が、各補助事業の進捗状況等に関して報告を求めるとともに、必要な助言等を行う。

なお、参画・関与の一環として、環境省又はその委託先が本事業に係る意見交換会等を開催する場合には、補助事業の代表事業者、共同事業者及び地方公共団体の職員は、やむを得ない理由があると環境省が認める場合を除き、参加すること。

10-7 補助事業で取得した財産を処分する場合、どのような手続きをするのか。

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受けなければならない。

処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

財産の処分を制限する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を大臣にあらかじめ報告し、受理されたものについては、大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。

10-8 補助事業者が、補助事業で取得した財産を事業体に譲渡する場合、どのような手続きをするのか。

補助事業者が、補助事業の実施により設置又は強化・拡充した地域脱炭素化推進事業体に取得財産等を譲渡する場合は、この補助金の交付の目的に反しない限り、あらかじめ交付要綱第21条第3項に基づく承認を受ける必要はない。

ただし、この場合であっても、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）別紙様式第2に準じて、補助事業で取得した財産を事業体に譲渡する旨を環境大臣にあらかじめ報告しなければならない。

10-9 補助事業者が、取得財産等を、補助事業の実施により設置又は強化・拡充した地域脱炭素化推進事業体に譲渡する場合、譲渡した後は、財産の管理等は誰がどのように行うのか。

地域脱炭素化推進事業体が、交付要綱等の規定に準じて、財産の管理等を行うことが好ましい。

10-10 補助対象経費で導入できる「小売電気事業に係る電力の需給管理システム」の耐用年数は何年か。

「小売電気事業に係る電力の需給管理システム」のソフトウェア（無形資産）

の耐用年数は購入した場合や自社で制作した場合などがあり、ソフトウェアの耐用年数については、国税局の以下のHPで公開されている。

〈<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5461.htm>〉

また、その他の原価償却資産の耐用年数については国税局の以下のHPにて「耐用年数表」が公開されている

〈<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aioiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>〉

なお、原価償却資産において不明な点あれば、必ず事前に環境省に相談すること。

10-11 補助事業における利益等排除とは何か。

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等※）をもって補助対象経費に計上する。

また、補助事業者の関係会社等から調達等を行う場合は取引価格（※）をもって補助対象経費に計上する。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。詳細は公募要領別紙を参照すること。

10-12 補助事業の利益等排除について、「補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。」に関して、「他の合理的な説明」とはどのような場合か。

例えば、補助事業者の売上高（直近年度単独決算報告）と売上原価の比率（営業利益率）等をもって利益相当額を排除することが想定される。

10-13 相見積の入手先にグループ会社を含んでも良いか。

競争の主旨を逸脱しない限り、相見積の入手先に特段の制限はないが、調達先

の選定方法に関わらず、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれる場合は、これを控除する必要がある。

10-14 補助対象事業を通じて収益が生じた場合、収益相当額を納付する必要がありますか。

地方公共団体と非営利法人においては、原則、収益納付は不要。営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断する。その他の収益が想定される場合は別途判断することとなる。

計算式：収益納付額 = (A - B) × C / D - E

- ※1 収益が生じた場合とは、 $A - B > 0$ となる場合をいう。
- ※2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行う。
- ※3 収益が少額の場合や当該年度の収益が赤字の場合は、補助事業の目的に照らし必要に応じて納付の猶予や免除を行う。

1. 製品・サービス等の営業に係る収益の場合

- A：収益額（補助事業に係る製品・サービス等における営業損益等（売上高－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計）
- B：控除額（補助事業に要した経費のうち自己負担額）
- C：補助金確定額
- D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）
- E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

- ※1 販売管理費等には、当該補助金に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り、補助事業に係る借入金の利息等金融費用を含むことができる。
- ※2 補助事業に係る製品・サービス等についての区分経理が難しい場合は、収益額（A）は企業全体の収益をベースに算出したみなし額を用いることもできる。

2. 知的財産権・産業財産権の譲渡・供与、実施権の設定等に係る収益の場合

- A：収益額（補助事業により取得した知的財産権の譲渡、産業財産権の譲渡、実

施権の設定等による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計)

B：控除額（補助事業に要した経費のうち自己負担額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※1 収益額（A）の計算にあたって、知的財産権又は産業財産権に対する補助事業の寄与が一部である場合は、公正妥当な寄与率を収益に乗じる。例えば、寄与率には、当該財産権を取得するために要した投資総額に当該補助事業に要した経費総額が占める割合を用いる。

※2 関係経費等には、当該財産権に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り、当該財産権に係る管理費等を含むことができる。